

**船橋に備え置いてください！**

## 愛媛県東部海域の地域的情報

### 1. 愛媛県東部海域の気象・海象の特性

- (1)今治港  
・北から北西の風の影響を受けやすく、沖合は潮流が速い。
- (2)新居浜港  
・風は南東から北方向にかけて多く、潮流は東西が多い。
- (3)新居浜港、三島川之江港  
・年間を通じて山脈から平野部に吹き下ろす南よりのフェーン現象を伴う強風がある。(通称やまじ風)  
春に多く発生し、低気圧等が九州から日本海を通過する場合に発生する。

### 2. 港則法適用港における港外避難等に関する勧告基準

- (1)今治港、新居浜港、三島川之江港
- ①第一警戒体制(荒天準備勧告)
- 対象となる気象・海象状況  
・台風の強風域(風速15m/s以上)に入ると予想される6時間前までに発令
  - 対象船舶、勧告内容  
・全ての船舶は荒天準備及び避難準備を行う
- ②第二警戒体制(港外避難勧告)
- 対象となる気象・海象状況  
・台風の暴風域(風速25m/s以上)に入ると予想される6時間前までに発令
  - 対象船舶、勧告内容
- 【今治港】  
・荷役中の船舶にあつては荷役を中止するとともに、港内第1区内に係留中の総トン数1,000トン以上の船舶、危険物積載船及び港内第2区内に係留中の船舶は、速やかに離岸し安全な海域に避難
- 【新居浜港】  
・荷役中の船舶にあつては荷役を中止するとともに、港域内に係留中の危険物積載船及び総トン数1,000トン以上の船舶は、速やかに港域外の安全な場所に避難
- 【三島川之江港】  
・荷役中の船舶は直ちに荷役を中止し、港内に係留の1,000DWT以上の船舶及び危険物積載船舶は、速やかに離岸し安全な海域に避難
- (2)その他の適用港  
・「菊間港」、「吉海港」、「壬生川港」、「西条港」、「寒川港」、「岡村港」、「宮浦港」、「伯方港」、についても、「今治港」の勧告基準に準じて、勧告が発令されます。

#### 緊急連絡先

今治海上保安部(今治港長、三島川之江港長)	0898-23-5515
新居浜海上保安署(新居浜港長)	0897-32-0118
今治海上保安部三島川之江分室	0896-24-4498
来島海峡海上交通センター	0898-31-9000

 各海域(港)最寄りの海上保安庁の事務所や地方運輸局で配布している走錨事故防止ガイドラインとともに、船橋に備え置いてください。